

五條市漁業協同組合奈内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、五條市漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する奈内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、五條市漁業協同組合奈内共第14号及び奈内共第15号第5種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つ者は、当該遊漁承認証の内容の範囲でこの漁場において遊漁をする場合に限り、遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法
あまご	竿 釣

2 次の表のア欄の魚種を対象に、イ欄の漁具・漁法による遊漁は、ウ欄の規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
あまご	竿 釣	釣竿 1人1本

3 次の各号の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 爆発物使用漁法
- (2) 水産動物を麻痺させ又は死なせる有毒物使用漁法
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干漁法
- (5) びん漬漁法（セルロイド、陶器その他これらに類する物による場合を含む。）
- (6) 素掛け釣漁法（通称段引き、ころがし漁法）及び潜水器具を利用する漁法

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あまご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示又は日刊新聞に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
猿谷ダムの堰堤からそれぞれ下流300m、上流500mまでの間	1月1日から 12月31日まで
猿谷ダム阪本取水口からそれぞれ下流100m、上流100mまでの間	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あまご	竿 釣	1 日	3,000円
		1 年	7,000円

2 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 五條市漁業協同組合事務所（奈良県農協五條支店2F）
(五條市今井1丁目11番地の38)
- (2) トラヤ洋菓子店（小松 晃）
(五條市野原西6丁目4番地の12)
- (3) ファミリーマート 五條病院前店
(五條市野原西6丁目3番地の11)
- (4) アングラーズ橋本店
(和歌山県橋本市隅田町下兵庫)
- (5) 喫茶 丹生川
(五條市西吉野町城戸)
- (6) 喫茶 タイム
(五條市西吉野町城戸)
- (7) 更谷商店
(五條市西吉野町城戸)
- (8) 和泉商店
(五條市西吉野町茄子原)
- (9) 水車茶屋
(五條市大塔町辻堂)
- (10) 戸毛幸作
(五條市大塔町惣谷)
- (11) ピュアランド
(橿原市城殿町400番地の1)
- (12) マリンコンパニオン
(橿原市出合町96番地の1)

3 次の表の左欄の者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずそれぞれ右欄のとおりとする。

未就学の幼児及び小学生	無料
女性	第1項に規定する額の1/2に相当する額
18歳以下の男性	
心身障害者	

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。
舟の川ふれあい大橋から湯ノ又橋に至る区域

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

五條市漁業協同組合奈内共第14号及び奈内共第15号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、五條市漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する奈内共第14号及び奈内共第15号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ及びあまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、五條市漁業協同組合奈内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つ者は、当該遊漁承認証の内容の範囲でこの漁場において遊漁する場合に限り、遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法
あ ゆ	竿釣、毛針釣り、素掛け（段引、ころがし）、刺網、やす、引っかけ、つかかけ
あ ま ご	竿釣

2 次の表のア欄の魚種を対象に、イ欄の漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄の規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
あ ゆ	竿釣、毛針釣り、素掛け（段引、ころがし）	釣竿 1人2本以内
	刺網、やす、引っかけ、つかかけ	1組5人以内、網は3統以内
あ ま ご	竿釣	釣竿 1人2本以内

3 次の表のア欄の漁具・漁法によるあゆを対象とする遊漁は、イ欄の区域内において、それぞれウ欄の期間中でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区 域	ウ 期 間
素 掛 け (段引、ころがし)	奈内共第14号の漁場区域(ただし、丹生川及び次項に規定する吉野漁協との入会区域を除く)	5月26日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内

	次項に規定する吉野漁協との入会区域	9月1日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
	奈内共第14号の漁場区域内の丹生川の区域	8月15日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
刺 網	奈内共第14号の漁場区域(ただし、丹生川及び次項に規定する吉野漁協との入会区域を除く)	9月1日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
	次項に規定する吉野漁協との入会区域	
刺 網 や す 引 っ け つ っ け	奈内共第14号の漁場区域内の丹生川の区域	8月15日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内

4 次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中、友釣、毛針釣以外の漁具・漁法を使用してあゆの遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
〈吉野漁協との協定による入会区域〉 奈良県吉野郡大淀町大字佐名伝591番地の大淀町と五條市との境界と紀の川右岸との接点より対岸（紀の川左岸）の標示看板を見通した線から上流、奈良県吉野郡下市町大字新住1032番地の下市町と五條市との境界と紀の川左岸との接点より対岸（紀の川右岸）の標示看板を見通した線から下流の間	あゆ解禁日から、9月1日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する入会区域のあゆ網解禁日の前日まで

5 次の各号の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 爆発物使用漁法
- (2) 水産動物を麻痺させ又は死なせる有毒物使用漁法
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干漁法
- (5) びん漬漁法（セルロイド、陶器その他これらに類する物による場合を含む。）
- (6) 水中鉄砲、やり又はもりを使用する漁法
- (7) 潜水器具等（アクアラング等）を使用する漁法

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月26日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
あ ま ご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内

2 前項の公表は、遊漁承認証発行所又は必要に応じ新聞に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
五條市西吉野町黒淵1332番1の西吉野第一発電所放水口の上流200mから五條市西吉野町黒淵308番地の黒淵ダム下流120mまでの区間	1月1日から12月31日まで
奈良県五條市霊安寺町70番3の西吉野第二発電所放水口の上下流それぞれ200mの区間	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁 具・漁 法	期 間	遊 漁 料
あゆ	竿釣、毛針釣り、素掛け（段引、ころがし）	1日	1,000円
		1年	5,000円
	刺網、やす、引っかけ、つつかけ	1日	1人 5,000円
あまご	竿釣	1日	3,000円
		1年	7,000円

2 遊漁料の納付は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 五條市漁業協同組合事務所（奈良県農協五條支店2F）
（五條市今井1丁目11番地の38）
- (2) トラヤ洋菓子店（小松 晃）
（五條市野原西6丁目4番地の12）
- (3) ファミリーマート 五條病院前店
（五條市野原西6丁目3番地の11）
- (4) アングラズ橋本店
（和歌山県橋本市隅田町下兵庫）
- (5) 喫茶 丹生川
（五條市西吉野町城戸）
- (6) 喫茶 タイム
（五條市西吉野町城戸）
- (7) 更谷商店
（五條市西吉野町城戸）
- (8) 和泉商店
（五條市西吉野町茄子原）
- (9) 水車茶屋
（五條市大塔町辻堂）
- (10) 戸毛幸作
（五條市大塔町惣谷）

- (11) ピュアランド
 (12) マリンコンパニオン

- (檀原市城殿町400番地の1)
 (檀原市出合町96番地の1)

3 次の表の左欄の者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずそれぞれ右欄のとおりとする。

未就学の幼児及び小学生	無料
女性	第1項に規定する額の1/2に相当する額
18歳以下の男性	
心身障害者	

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。